

五監公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年1月29日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

上下水道局(水道事業・簡易水道事業)

3. 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成26年12月25日～平成27年1月27日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 土地賃貸借契約の相手方が亡くなった後、被相続人との契約の更新がされていないものが見受けられた。地方自治法第234条第5項では地方公共団体が契約当事者となる契約にあつては、その後における両当事者の法律関係を明確に、かつ当該法律関係を確定的にしておかなければならないとされており、後におけるトラブル防止の観点からも必要と考えるところであり、法令、規則による適正な事務処理に努められたい。
- ② 工事、修繕、委託契約事務において、起案書の決裁年月日、予定価格書の見積書等比較予定価格の記載のないもの、契約書の印紙税額に誤りのあるものが見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 路上漏水等修繕単価契約による緊急修繕工事について、同契約の趣旨に基づいた適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

時間外勤務が、恒常的に他の職員より突出して多い職員が見受けられる。局内の業務配分を検討をするなど、時間外の勤務が一部職員に偏らないよう改善されたい。